様式第22号（第16条関係）（表面）

|  |
| --- |
|  　　　第　　　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様 　　　　　　丸亀市長 　　 印住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）　　　　　年　　月　　日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。記１　支給額　　　　　　　　月額　　　　　　　　円２　支給期間　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）から　　　　　　　　　　　　　　　年　　月（　　　　年　　月家賃相当分）まで３　支給方法　　　　　　　住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に　　　　　　　　　　　　　振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。４　支給対象となる住居　　名称　　　　　　　　　　　　　所在地 |

様式第22号（第16条関係）（裏面）

（注意事項）

１　本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等（生活困窮者自立支援法施行規則第３条第２項に該当する者については②、③は除く。）を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

1. 毎月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
2. 毎月２回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の

窓口で職業相談を受けること。

　③　原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

※新型コロナウイルス感染症に伴う暫定措置により、当面の間、①については月１回、書面（様式第１３号又は様式第２３号）をFAX・郵送等で確認し、②・③については不要とする。

　２　本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第11号）」を提出してください。

　３　生活困窮者自立支援法施行規則第３条第２項に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。

　４　賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

１ この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２ また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

　　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。